115647 立岡　浩
115649 鎌田　麻里
115651 牧野　秀美
115653 武地　由貴
115655 藤嶋　修
115657 伊藤　勝美
115659 丸山　聖
115661 高井　正樹
115663 山田　英裕
115665 横田　周二
115667 外岡　定忠
115669 岩月　洋一
115671 布施　永善
115673 野口　由広
115675 内山　隆司
115677 梶房　健介
115679 古田　智幸
115681 石飛　利洋
115683 上田　和範
115685 高田健太郎
115687 八尋　絵美
115689 江藤　正教
115691 江藤　俊平
115693 阿部　清孝
115695 神山　裕人
115697 富永　祐紀
115648 濱小路清子
115650 吉田　大吾
115652 江本　智幸
115654 猿川　裕巳
115656 三宅　路子
115658 後藤　大輔
115660 丸山　陽
115662 渥美友季大
115664 花村　昌和
115666 古川めぐみ
115668 平田　実
115670 濱口　治男
115672 浅原慎一郎
115674 金谷　隆広
115676 白鳥三和子
115678 柴田　安子
115680 古部　圭祐
115682 吉田　晃
115684 田村　浩司
115686 森本　浩司
115688 喜多　友子
115690 古賀　一生
115692 松岡　博文
115694 桝　真一
115696 木山　亜紀

弁理士登録公告

平成22年３月24日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録	登録番号	氏名	事由
新規登録なし			
登録抹消			
年月日	登録番号	氏名	事由
平成22年2月19日	07678	宮本　隆司	死亡抹消
平成22年3月12日	12327	戸田　泉	申請抹消
平成22年3月13日	07523	栗田　忠彦	〃
平成22年3月13日	09201	桜井　周矩	〃
平成22年3月15日	09288	村上　清	〃
平成22年3月16日	08688	菅沼　徹	〃
平成22年3月16日	16466	大館　和俊	〃

弁理士数　8,152名
（平成22年３月24日現在）
平成22年４月12日　日本弁理士会

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の１部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十二年四月十二日

地方職員共済組合
理事長　髙部　正男

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

第一条　地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第二十六条第二号に次のように加える。

キ　京都地方税機構

第二十六条第四号に次のように加える。

リ　地方独立行政法人北海道立総合研究機構
ヌ　地方独立行政法人秋田県立療育機構
ル　地方独立行政法人神奈川県立病院機構
ヲ　地方独立行政法人山梨県立病院機構
ワ　地方独立行政法人長野県立病院機構
カ　地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
ヨ　地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
タ　地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
レ　地方独立行政法人佐賀県立病院好生館

第三十一条を次のように改める。

（災害見舞金附加金）

第三十一条　災害見舞金附加金は、組合員が次の各号のいずれかに該当するものとして、その額は、当該各号に掲げる額とする。

一　法第七十三条の規定に基づき災害見舞金が支給されるとき。　災害見舞金の額の十分の六に相当する額

二　法第七十三条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受け、法別表第一に掲げる損害の程度に満たない場合において、当該住居若しくは家財の五分の一以上が焼失し、若しくは滅失したとき又はこれらと同程度の損害を受けたとき。　給料の一月分に相当する金額に法第七十三条に規定する政令で定める数値を乗じて得た額の百分の五十に相当する額

第三十七条第一項第一号の表中「千分の五・三〇」を「千分の五・九九」に改め、同項第二号の表中「千分の四・二四」を「千分の四・七九」に改める。

第三十八条中「千分の十・六〇」を「千分の十・九八」に改める。

第四十条第一号中「千百四十八円」を「千二百円」に改め、同条第二号中「千八百三十八円」を「千九百二十円」に改める。

附則第十七項中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改め、同項の表中「千分の四・二四」を「千分の四・七九」に改める。

第二条　地方職員共済組合定款の一部変更（平成二十二年一月二十七日）の一部を次のように変更する。

第三十七条第一項第一号の表の変更規定中「千分の四十三・九八」を「千分の四十七・六七」に、「千分の六十六・四八」を「千分の五十三・一八」に改め、同項第二号の表の変更規定中「千分の五十三・一八」を「千分の四十七・六七」に、「千分の四十三・九八」を「千分の三十八・一三」に、「千分の六十六・四八」を「千分の五十三・一八」に、「千分の三・〇四」を「千分の二・六八」に、「千分の六十六・四八」を「千分の五十三・一八」に、「千分の三・六八」を「千分の二・八四」に、「千分の三十五・一八」を「千分の三十八・一三」に、「千分の一・六三」を「千分の一・五一」に改める。

附則第十七項の表の変更規定中「千分の三十五・一八」を「千分の三十八・一三」に、「千分の五十三・一八」を「千分の五十七・一三」に改める。

附則第十八項の変更規定中「千分の三十五・一八」を「千分の三十八・一三」に、「千分の一・五一」を「千分の一・六三」に、「千分の五十三・一八」を「千分の五十七・一三」に、「千分の二・一七」を「千分の二・一五」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定による変更後の第二十六条第二号にキを加える規定は、平成二十一年十二月十四日から適用する。

2　平成二十二年三月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

解散命令公告

岡山県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成22年４月12日

岡山県知事　石井　正弘

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

1　協同組合シスター
岡山県備前市閑谷613番地の４

2　備南石材事業協同組合
岡山県笠岡市茂平字苫無1524番地の３

3　企業組合福祉おかやま
岡山県岡山市北区西古松二丁目26番16号

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岡山県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。